

令和 7 (2025) 年度 給付奨学生事業 募集要項

1 趣旨及び応募資格

県内の高等学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程総合学科に在籍し、修学意欲がありながら、学資金の支払いが特に困難と認められる者。

2 給付対象

向学心に富み、学費支弁が困難と認められ、かつ、学校長の推薦を受けた生徒。

3 募集人数 121名

(全日制及び通信制は1校2名。定時制及び敬徳高校通信制は1名。)

4 給付金額 1人5万円(一括給付)

5 給付 給付奨学金については、本会から学校名義(または学校長名義)の口座に振り込み、その後、学校長から生徒本人に手交する。

(交付方法については、変更となる場合があります。)

6 募集期間 令和7年5月7日(水)～令和7年6月30日(月)

7 提出書類 (1) 給付奨学生申請書 (2) 給付奨学生推薦書 【各1通】

※ 申請者がいない場合、推薦書の該当なし欄に○を付けて提出又は弘済会事務局に電話連絡ください。

8 提出先 〒849-0916 佐賀市高木瀬町大字東高木 227-1 佐賀県教育会館 2 階 公益財団法人日本教育公務員弘済会佐賀支部 担当：中島 〔TEL 0952-31-4768〕

9 採用決定等

審査・選考委員会において、提出された関係書類の審査を経て、奨学生の採用を決定する。その結果については、在籍する当該学校長を通じて本人に通知する。

10 採用決定後の提出書類

採用が決定した学校は、採用決定通知に同封する「令和 7 (2025) 年度 給付奨学金 振込口座指定書」を提出していただきます。

振込先の口座は「学校名」又は「学校長名」の口座を指定してください。

11 学業報告

採用された奨学生は、別紙「給付奨学生学業報告書」を提出していただきます。(提出期限 令和 8 (2026) 年 2 月 5 日)

12 給付金の返還

奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに給付金を返還するものとする。

- (1) 給付金を奨学目的以外に使用したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき。
- (3) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人日本教育公務員弘済会佐賀支部 担当：中島
〒849-0916

佐賀市高木瀬町大字東高木 2 2 7 - 1 佐賀県教育会館 2 階
〔TEL〕 0952-31-4768 〔FAX〕 0952-31-4772

佐賀支部ホームページアドレス <https://www.kyoko-saga.jp>